

**地域等の課題に応じた教育課程研究事業  
「小・中連携教育実践研究」実施要項**

平成22年4月1日 国立教育政策研究所長決定

## 1 趣 旨

地域における小学校と中学校との間で連携を図った教育課程編成や各教科等の指導の在り方についての実践的な研究を都道府県教育委員会又は指定都市教育委員会との連携・協力の下で行うことにより、今後の小・中連携教育の推進及び教育課程の基準の改善に資する。

## 2 事業の委嘱

- (1) 委嘱を受けようとする都道府県・指定都市教育委員会は、本事業を実施する適切な学校を選定し、別途定める調書を国立教育政策研究所に提出するものとする。
- (2) 国立教育政策研究所は、上記(1)により提出のあった内容を審査し、本事業の委嘱が適当と認めた場合、別途定める実施計画書の提出を求める。
- (3) 国立教育政策研究所は、上記(2)により提出のあった実施計画書が適切であると認めた場合、当該都道府県・指定都市教育委員会に対し実践研究を委嘱する。

## 3 研究期間

原則として2か年とする。

## 4 実践研究委嘱予定数

7教育委員会程度

## 5 実践研究課題

都道府県・指定都市教育委員会は、小・中学校を見通した教育課程編成及び学習指導(各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動)の工夫改善について、具体的な実践研究課題を設定し、小・中学校間の連携によって達成される学校教育の改善に関する実証的な研究を行うものとする。研究に当たっては、小・中連携に留意した学校運営の改善にも配慮するものとする。

## 6 事業の運営等

- (1) 委嘱を受けた都道府県・指定都市教育委員会は、国立教育政策研究所と密接な連携をとり、その援助と助言を受けて実践研究を行うものとする。
- (2) 委嘱を受けた都道府県・指定都市教育委員会は、学校(小学校及び中学校(中等教育学校の前期課程を含む。))。都道府県教育委員会にあっては、原則として1の市区町村内の学校とする。)の協力を得て(都道府県教育委員会にあっては、関係市区町村教育委員会の協力も得て)実践研究を行うものとする(以下、実践研究に協力する市区町村及び学校をそれぞれ「推進地域」及び「実践研究協力校」という。)
- (3) 委嘱を受けた都道府県・指定都市教育委員会は、実践研究を円滑に進めるために、学識経験者、関係市区町村教育委員会関係者及び実践研究協力校教職員等からなる小・中連携教育研究会議を設けるものとする。

- (4) 委嘱を受けた都道府県・指定都市教育委員会は、上記5により設定した実践研究課題に即して、実践研究協力校における研究着手前の実態及び実践研究の成果の的確な把握を行うものとする。
- (5) 国立教育政策研究所は、本事業の円滑な実施に資するため、連絡協議会及び研究協議会を開催する。なお、研究協議会は成果の普及のために公開とすることができる。

## 7 報告書等の提出

- (1) 推進地域及び実践研究協力校は、地域内及び校内における研究体制を整備し、計画的、継続的に研究を進めるために、各年度の初めに実施計画書を、各年度の終わりに研究成果報告書を都道府県・指定都市教育委員会に提出するものとする。
- (2) 委嘱を受けた都道府県・指定都市教育委員会は、教育委員会、推進地域及び実践研究協力校の実施計画書及び研究成果報告書を取りまとめ、国立教育政策研究所に提出するものとする。

なお、研究成果報告書については、第1年次の終了時に中間報告書を、研究の終了時に最終の報告書を提出するものとし、これらの様式、その他必要な事項については、国立教育政策研究所から別途連絡するものとする。

## 8 成果の普及

- (1) 研究成果報告書については、本事業の研究成果を普及するため、国立教育政策研究所においてその集録を編集し、一部又は全部を修正・翻案し、文部科学省刊行物をはじめとした書籍、インターネット及びその他の媒体により公表するほか、国立国会図書館が一般に提供することを許諾することができるものとする。
- (2) 委嘱を受けた都道府県・指定都市教育委員会、推進地域及び実践研究協力校は、地域や学校の実態に応じて、成果発表会、公開授業、研修会等の開催、インターネットによる情報提供などの取組を実施することにより、本事業の成果を普及し他校や他地域との共有を図るよう、積極的な情報提供を行うものとする。

## 9 経費

- (1) 国立教育政策研究所は、予算の範囲内で、年度ごとに研究に必要な経費を都道府県・指定都市教育委員会からの請求に基づいて支出するものとする。
- (2) (1)により支出する経費の上限額は、実践研究協力校の数にかかわらず、推進地域数を単位として設定するものとする（各指定都市教育委員会については、それぞれを1の推進地域と見なす）。
- (3) 委嘱金の支出の対象となる経費及び各経費項目への配分額は、実施計画書のとおりとし、変更する場合はあらかじめ国立教育政策研究所に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、各経費項目における配分額の変更増減が委嘱金額の20%以内、又は、5万円以内の場合には、この限りでない。
- (4) 委嘱を受けた都道府県・指定都市教育委員会は、各年度終了後速やかに別途定める収支精算書を、国立教育政策研究所に提出するものとする。

## 10 その他

国立教育政策研究所は、必要に応じ、この事業の進捗状況及び経費の処理状況について、実態調査を行う。